

河北町ごみ分別収集計画 (第 11 期)

令和 7 年 7 月

山形県河北町

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令 で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に慣れ親しんだ社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成するすべての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町の廃棄物処理は、東根市外二市一町共立衛生処理組合（以下「クリーンピア共立」という。）を東根市、村山市、天童市及び河北町で設立し、広域で収集運搬・中間処理・最終処分を行っている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、さらに地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 町民、事業者及び行政が一体となり、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築する。
- (2) 町民、事業者及び行政が一体となり、ごみ排出抑制と資源再利用促進の取組みを推進する。
- (3) 搬出されたごみは、クリーンピア共立において可能な限り再資源化を行い、適正な処理を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	235	234	233	231	230

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制推進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、町民、事業者、行政及び再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。また、ごみ減量の推進やリサイクルを推進するため各種方策を実施する。

さらに、クリーンピア共立では、効率的な運営を図るため処理機能が十分果せるような施設の更新や必要に応じた施設の整備改良を図り、構成市町においては、統一的なごみ処理を目指した方策を検討する。

(1) 啓発活動の充実

ごみ分別を行えば再び商品に生まれ変わることを理解してもらうためには、広報誌やチラシ等で分別収集の特集記事を掲載し、分別の必要性を呼びかける。

(2) 町内会等への分別排出の徹底

各町内会の衛生組合長や衛生指導員を対象に、ごみ減量化運動を推進するため、ごみの分け方・出し方等の研修会を開催し、分別排出について徹底する。衛生指導員は各町内会から1名委嘱し、ごみステーションの維持・管理、分別収集の地域での啓発及びごみの排出状況並びに資源物の適正な排出を指導する。

(3) 資源回収報奨金制度

地区子ども会、小中学校PTA及び町内会等の団体における資源回収を推進するため、紙類、缶類及びびん等のリサイクルを推奨している。循環型社会形成の推進を図る資源回収団体に対しては、以下の資源回収報奨金を交付し、ごみの減量化及び再資源化の促進を図る。

資源回収 報奨金	実施回数割	1回目 3,000円	2回目以降 2,000円
	重量割	対象品目：紙類 1kgにつき2円	
	逆有償	対象品目に逆有償が生じたときはその額に相当する金額を支給する。	

(4) 雑がみ回収の実施

もやせるごみの減量化を図るため、集団資源回収による回収が少ない雑がみを中心に拠点回収を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況を勘案して、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を、下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、クリーンピア共立が有する再生施設、収集機材を勘案して、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製容器 主としてアルミ製容器	缶類
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	23t		23t		23t		23t		23t	
主としてアルミ製の容器	25t		25t		25t		25t		24t	
無色のガラス製容器	(合計) 21t		(合計) 20t		(合計) 20t		(合計) 20t		(合計) 20t	
	引渡 21t	独自処理 0t	引渡 20t	独自処理 0t	引渡 20t	独自処理 0t	引渡 20t	独自処理 0t	引渡 20t	独自処理 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 30t		(合計) 30t		(合計) 30t		(合計) 29t		(合計) 29t	
	引渡 30t	独自処理 0t	引渡 30t	独自処理 0t	引渡 30t	独自処理 0t	引渡 29t	独自処理 0t	引渡 29t	独自処理 0t

その他のガラス製容器	(合計) 44t		(合計) 44t		(合計) 44t		(合計) 44t		(合計) 43t	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	44t	0t	44t	0t	44t	0t	44t	0t	43t	0t
主としてポリエチレンナフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 25t		(合計) 25t		(合計) 25t		(合計) 25t		(合計) 25t	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	0t	25t	0t	25t	0t	25t	0t	25t	0t	25t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白トレイ含む）	(合計) 67		(合計) 67		(合計) 66		(合計) 66		(合計) 66	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	67t	0t	67t	0t	66t	0t	66	0t	66t	0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別の指導徹底は、本町の責務において実施し、クリーンピア共立では収集運搬及び搬入物の中間処理等を行う。

資源物の回収については、地区子ども会や小中学校PTA、町内会等の団体における集団資源回収やスーパー等の店頭回収を積極的に活用する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶類	スチール製容器	資源物	クリーンピア共立 委託業者による定期 収集	クリーンピア共立 (選別 → 圧縮 → 保管)
	アルミ製容器			
びん類	無色のガラス製容器	資源物	クリーンピア共立 委託業者による定期 収集	クリーンピア共立 (選別 → 保管)
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			

ペットボトル	ペットボトル	クリーンピア共立 委託業者による定期 収集	クリーンピア共立 (選別 → 圧縮 → 保管)
プラスチック 製容器包装類	プラスチック 製容器包装類	クリーンピア共立 委託業者による定期 収集	クリーンピア共立 (選別 → 圧縮 → 保管)

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶類（スチール・アルミ）、びん類（無色・茶色・その他の色）、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類について収集したものを、クリーンピア共立のリサイクルセンターで選別、圧縮及び保管を行っている。

分別収集の用に供する施設概要

分別区分	分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集容器	収集機材	中間処理 施設
資源物	スチール缶 アルミ缶 無色のびん 茶色のびん その他のびん	指定ごみ袋 (透明ポリ) ・大 (800mm × 450 mm × 100mm) ・小 (750mm × 320 mm × 90mm) 厚さ 0.035 mm	パッカー車 (クリーン ピア共立 委託業者)	クリーンピア共立 リサイクル センター
ペットボトル	ペットボトル		パッカー車	
プラスチック製 容器包装類	プラスチック製 容器包装類	指定ごみ袋 (透明ポリ) ・大 (850mm × 450 mm × 100mm) ・小 (800 mm × 400 mm × 85mm) 厚さ 0.035 mm	(クリーン ピア共立 委託業者)	クリーンピア共立 リサイクル センター

※リサイクルセンター（クリーンピア共立） 稼動：平成22年4月

処理能力 28 t / 5 h

処理方式 破袋、手選別、磁選別、圧縮方式

本町では、ごみの収集に関し、現在は次のように6種類の分別収集を実施しており、容器包装に係る廃棄物は「資源物」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装類」の3つに区分して収集している。

① もやせるごみ ・ ・ ・ ・ 紙類、厨芥類、衣類、竹木類、廃食用油、

包装・容器類（汚れ等のあるもの）

- ② もやせないごみ・・・・・・ プラスチック類、ガラスくず、金属類、陶器類、
小型の家電製品、体温計・乾電池
- ③ 資源物・・・・・・ 缶類、びん類
- ④ ペットボトル・・・・・・ ペットボトル
- ⑤ 粗大ごみ・・・・・・ 家具類、家電製品類（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、
エアコンを除く）ほか
- ⑥ プラスチック製
容器包装類・・・・・・ 袋・ラップ類、発泡スチロール類、ふた・ラベル類
ボトル・チューブ類、カップ・パック類

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、河北町衛生組合協議会や河北町環境保全町民会議等の組織を通じて、住民理解を得ながら推進体制を整備する。